

平成 24 年 9 月 28 日

各 位

更生会社 エルピーダメモリ株式会社

管財人 坂 本 幸 雄

管財人 小 林 信 明

更生計画案に関する調査委員の調査期間の延長のお知らせ

更生会社に係る会社更生手続においては、現在、東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）から選任された調査委員の土岐敦司弁護士により、当職ら及び更生債権者が提出した各更生計画案について、調査がされているところです。

この調査の期間は、本日平成 24 年 9 月 28 日までとされていましたが、本日、東京地裁は、これを平成 24 年 10 月 29 日まで延長する旨の決定をしましたので、お知らせいたします。

なお、この延長は、当職らが提出した更生計画案の内容や当職らによる更生手続の遂行に問題があつてのことではないと受け止めております。

したがって、今後、延長された調査期間満了後、東京地裁により、当職らが提出した更生計画案につき付議決定がなされ、既にお知らせしているとおり（平成 24 年 9 月 7 日付け更生会社ホームページお知らせ）、手続が進行していくものと考えております。

更生会社は今後も適正に更生手続を遂行すべく尽力してまいりますので、引き続き、更生手続へのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上